

新旧対照表

海上貨物通関情報処理システムを使用する税関関連業務の取扱いについて

新	旧
第 1 章 外国貿易船等の入出港関係 第 3 節 貨物の積卸し (積荷目録の提出) 3 - 1 船長(法第 26 条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。)が、海上システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その船舶に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、<u>船長に託された貨物(託送品)</u>、<u>関税法基本通達 16 - 3 (貨物の船移し)の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物及び関税法基本通達 21 - 1 (外国貨物の仮陸揚の範囲) (2) の八からトまでのいずれかに該当する貨物</u>を除く。)の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 <u>ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</u> <u>また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段(外国貿易船の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)により提出させるものとする。</u> (1)及び(2) (省略) (削る) (3) (省略) (4) (省略) 第 2 章 貨物管理 第 1 節 他所蔵置許可申請等 (他所蔵置許可申請の訂正又は取消し) 1 - 4 申請者が、この節 1 - 1 (他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、<u>当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す</u>	第 1 章 外国貿易船等の入出港関係 第 3 節 貨物の積卸し (積荷目録の提出) 3 - 1 船長(法第 26 条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。)が、海上システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その船舶に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品を除く。)の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 <u>ただし、次に掲げる貨物については、原則提出を要しないものとするが、取締上必要と認めるときは、「積荷目録」(税関様式 C - 2030)又は託送品目録により提出させるものとする。</u> (1)及び(2) (同左) (3) <u>船長に託された貨物(託送品)</u> (4) (同左) (5) (同左) 第 2 章 貨物管理 第 1 節 他所蔵置許可申請等 (他所蔵置許可申請の訂正又は取消し) 1 - 4 申請者が、この節 1 - 1 (他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、<u>あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信させると</u>

新	旧
<u>旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</u> <u>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u> <u>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</u> 第 5 章 輸入通関関係 第 4 節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告 (蔵入等承認申請等の際の関係書類等の提出) 4 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」(審査区分が簡易審査扱い (区分 1) の場合は、「蔵入等承認申請等通知情報」) が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る添付書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 (輸入申告時の関係書類等の提出) の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。	<u>ともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</u> <u>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。</u> <u>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</u> 第 5 章 輸入通関関係 第 4 節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告 (蔵入等承認申請等の際の関係書類等の提出) 4 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」(審査区分が簡易審査扱い (区分 1) の場合は、「蔵入等承認申請等通知情報」) が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る添付書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 (輸入申告時の関係書類等の提出) の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に (当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として 1 部追加して) 提出させるものとする。